

# あなたのお金が狙われています!

**お試し1回のみが定期購入に!?**  
インターネット通販の落とし穴に注意!



**ケース3**  
スマートフォンで「健康に良い」「ダイエット効果あり」「バスタップ効果あり」とうたった健康食品の広告を見て、1カ月「お試し」限定500円を注文した。お試し1回購入だけのつもりだったが、その後、同じ商品1カ月分が届き、6,000円の請求書が入っていた。事業者を確認すると、最初の限定分を含め4回購入約束の定期購入契約で、解約できるのは4回購入後だという。



**注意 ~クリック前に確認を~**

- 広告は商品の特価や特性ばかり強調されていることが多いです。書き込みの情報をうのみにせず商品やサービス、契約条件などを必ず確認しましょう。(注文サイトの画面の保存や印刷は、トラブル解決に役立つことがあります。)
- インターネット購入にはクーリングオフ制度がありません。想像と違っていた場合に備え、申し込み前に解約・返品ルールを確認しましょう。



**未成年者のトラブルを未然に防ぎましょう**

お試し価格で安価なため、未成年者が小遣いで払えると思い、保護者の知らない間に注文しトラブルになる事例もあります。未成年者は購入前に保護者と契約内容をよく確認し、同意を得てから申し込みましょう。



※事例はあくまでも参考です。個々の契約状況や問題発生の時期などによって、解決内容は異なります。

**困ったとき、怪しいと思ったときはすぐに相談!秘密は厳守します。**

問 七尾市消費生活センター(市役所本庁1階 総務課人権・男女共同参画室内) ☎53-1112

**「還付金があるので携帯電話を持って、ATMに行くように」**  
これは**還付金詐欺**です。

**ケース1**  
市役所職員を名乗る者から、還付金名目で電話がかかってきた。携帯電話を持って、スーパーなどにあるATMへ行くよう誘導された。指示されるまま操作をし、気付いたらお金を振り込んだことになっていた。



市役所職員がATMへ誘導することは絶対にありません。相手の話を信用せず、七尾市消費生活センターまたは七尾警察署(☎53-0110)に相談しましょう。

**「プリペイドカードを買ってきて、番号を教えて」**  
これは**架空請求詐欺**です。

**ケース2**  
インターネットサイトを利用中に、携帯電話の画面上に「有料サイトの利用登録完了」の表示が出たことから、連絡先に電話をかけた。「解約するには手数料が必要。コンビニでプリペイドカードを買い、そのID番号を連絡してほしい」と指示された。指示どおりコンビニでプリペイドカードを5万円分購入し、そのID番号を教えた。しかし、その後も解約料を要求する電話がかかり、あっという間に100万円分も購入していた。



ID番号を相手に伝えると、即お金を渡してしまっていることになります。一旦、お金を渡してしまうと取り戻すことは困難です。悪質業者や詐欺師は、あなたの大切な“お金”を狙っています。相手の言葉に惑わされないよう、一人で判断せずに、怪しいと思ったら七尾市消費生活センターに相談しましょう。

